

被扶養者を申請するときの証明書類

※該当する証明書類全ての提出が必要です。(状況によって追加書類が必要になる場合もあり)
 ※海外に居住している方を扶養申請する場合も同様の証明書類が必要になります。
 (提出が困難な場合は、在住している国で発行されている公的証明書又はそれに準ずる書類等が必要)

2019年7月10日 更新

被扶養者として申請する方の状況 (※1)	全員必ず提出	前年から無収入	年金収入がある人			退職した方 (※2)				収入あり			別居している場合 <small>(16歳以上の高校生の子の提出は不要です)</small> ①②のみ提出	夫婦共同扶養の場合	扶養異動の場合											
			年金収入のみ	年金受給予定	年金受給なし	雇用保険受給終了	雇用保険受給期間延長	雇用保険未加入	自営業廃業	パートまたはアルバイト	自営業者等	年金収入あり														
提出書類の名称 ※①②の記載がある	①被扶養者(異動)届 ②被扶養者現況届 申請する方の続柄又は状況によって記入する用紙が異なります ③住民票【原本】 世帯全員と続柄の記載があり、発行日より3か月以内のもの 別居している場合や、世帯主が被保険者ではない場合は、戸籍謄本等も必要になることがあります。	非課税(所得・課税)証明書【原本】	①非課税(所得・課税)証明書【原本】	②年金振込通知書【両面写】	①非課税(所得・課税)証明書【原本】	②年金の見込額照会回答票【写】	①非課税(所得・課税)証明書【原本】	②年金の確約書	雇用保険受給資格者証【両面写】	①雇用保険(各種手当金等)申告書	②雇用保険受給期間延長通知書【写】	①雇用保険(各種手当金等)申告書	②退職日を証明する書類 (退職証明書【原本】等)	個人事業の廃業届出書【写】	直近3か月分の給与支払証明書	年金振込通知書【両面写】	年金収入あり	①送金を証明する書類 (銀行振込、現金書留の控等)	②扶養認定時における2回目以降の送金予定に関する確約書	③在学証明書【原本】	①被保険者の収入証明書 (申請した年の前年の源泉徴収票等)	②配偶者の収入証明書 (申請した年の前年の源泉徴収票等)	今まで加入していた健康保険を喪失したことがわかる書類 (健康保険資格喪失証明書【原本】等)			
認定対象者		子	16歳未満																							
		子	16歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		子以外	16歳未満																							
	子以外	16歳以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
証明書の発行者	被保険者が記入 (※3)	被保険者が記入 (※3)	市区町村長	市区町村長	日本年金機構	市区町村長	日本年金機構	市区町村長	被保険者が記入 (※3)	職業安定所	被保険者が記入 (※3)	職業安定所	被保険者が記入 (※3)	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	被扶養者の資格喪失手続きをした健保組合等	

(※1) 生計維持関係の確認の為、上記以外の書類が必要になる場合があります。

(※2) 雇用保険受給中や受給予定の方、傷病手当金・出産手当金等の受給期間中は認定できません。(日額3,612円未満の場合を除く)

(※3) 専用帳票があります。健康保険組合又は各事業所の健康保険担当者に問い合わせください。